# 告訴 状

令和2年1月20日

大阪地方検察庁

検察官殿

告訴人 吉井康雄

告訴人 住 所 〒634-0805

氏 名 吉井康雄

生年月日 昭和21年3月6日

電話番号 0744-29-1685

被告訴人 住 所 〒533-8533 大阪市東淀川区 大隅2-2-8

氏 名 学校法人大阪経済大学(理事長 藤本 二郎)

北村 實

井形浩治

池島真策

職業理事長を除く3名は教授職

電話番号 06-6328-2431

#### 第1 告訴の趣旨

被告訴人大学および被告訴人の3名(北村實、井形浩治、池島真策)による、下記の告訴事実、1つは、告訴人の在職中での特任人事に関する不法行為、今1つは、退職後の地位確認訴訟での捏造した証拠などで誤判決に至らしめ、告訴人の特任教授任用妨害という逸失利益を根拠とする「訴訟詐欺」(刑法246条)があり、厳しく処罰を求めるものです。

在職中での特任人事に関する不法行為では、告訴人の特任人事を妨害するために、被告人大学の特任教員任用規程(新規程)の変造、経営学部カリキュラム委員会の規程の変造、経営学部教授会規程の変造といった私文書偽造罪・私文書変造罪(刑法159条3項)、偽造私文書等行使罪(刑法161条)に該当する行為のもとで特任人事を妨害しています。

退職後の、告訴人が2013年6月7日に大阪地裁に地位確認を求めた訴訟では、「特任人事における労使慣行の存在」を否定するために、2005年4月19日、5月31日には捏造した証拠、すなわち、定年退職者の特任実績データを捏造した虚偽事実(刑法159条3項に抵触する行為)を証拠として大阪地裁に提出しています。

この捏造された虚偽データを真正と信じた大阪地裁裁判官は「特任人事における労使慣行の不存在」という表を自ら作成して、労使慣行は存在しないという判決を下しています。

司法権を行使する国家機関である裁判所の裁判官をだまして誤判決させるという**「訴訟 詐欺」**を成功させており、裁判所の誤判決により、被告訴人大学は、告訴人の特任教授と いう機会利益を奪っています。

上記事由により、被告訴人大学および被告訴人の北村實、井形浩治、池島真策を処罰されたく、告訴致します。

## 第2 告訴事実

最初に、告訴人の在職中での、特任人事に関する不法行為、私文書偽造・変造などについて述べます。

1. 2011年11月11日教授会で、経営学部教授会規程を変質させる「変造」を行う。「経営学部教授会決議方法について」という動議がその証拠である。

北村實総務担当理事(元副学長・理事、元学部長・理事、カリキュラム委員)と田中健吾元学部長補佐が共謀して教授会に「経営学部教授会決議方法について」(証拠1:動議文書)という動議をし、教授会メンバーの多数反対のなか、1年限りの試行ということで、変造した規程の適用を強いている。

この変造規程は、教授会欠席者に人事案件を含む議事の決議に関し、欠席投票を認めるものである。

この決議の問題は、経営学部教授会規程第9条の「出席教授会員の3分の2以上の同意」が求められる「人事案件」の規程に反するものである(証拠2:経営学部教授会規程)。

同教授会規程の規定では「教授会出席教授会員」とあるところを「教授会欠席教員を含む」としており、議論して決する教授会の基本機能を完全に損なっている。

これに加えて、教授会議題は、教授会開催当日、その場で知らされるため、事前に投票することは事実上不可能であること、北村實ら執行部は投票の事前工作を画策してきたという事実があること、1年限りの試行には、告訴人の特任人事手続きが終わる時期に相当することから、告訴人の特任人事妨害を目的としていることから問題がある規程の変造行為である。

なお、この「変造」規程を実際に2回以上教授会で遂行され、その度に投票数を確認 する教員が出席教員数と合わないことから、教授会を中断させている。

2012年11月16日の教授会((証拠3:11月16日教授会の音声データの反 訳書)、(証拠38:同、音声データ))で、被告訴人井形浩治が「特任教員、経営学部に つきましては不受理という結果に終わりました」と発言、告訴人の"申請書類"を特任 教員推薦委員会に故意に提出しないで「不受理」と報告し、教授会での審議を拒否して いる。 この教授会終了直後と記憶しているが、被告訴人井形浩治学部長がこの変造した教授会規程の継続の賛否を声高に問おうたが、全教員はこの発言を無視し、席をたっている。この意味は、経営学部教授会メンバーの多くは不適切な規程と理解しながら、経営学部執行部および北村實のグループに敵視されることを回避してきたという状況を呈示しているのである。

2. 2012年9月28日の教授会で、告訴人に適用する「特任教員任用規程(新規程)」 および「カリキュラム委員会規程」の「変造」を行っている。

犯罪にいたる事実経過について、以下に述べる。

- ① 2012年5月11日のカリキュラム委員会で、被告訴人北村實総務担当理事・カリキュラム委員が「告訴人の特任人事は、学部執行部でコントロール可能」と打ち合わせをする(証拠4:2012年のデジタル日記の抜粋)。
- ② 同年9月28日の教授会で、被告訴人井形浩治執行部(井形浩治、池島真策、吉野忠男)、被告訴人北村實は、告訴人に適用する「特任教員任用規程(新規程)」および「カリキュラム委員会規程」の「変造」を行っている((証拠5:9月28日教授会の音声データの反訳書)、(証拠39:同、音声データ))。

変造した特任教員任用規程では「特任教員の推薦にはカリキュラム委員会の承認が必要」、「学部長が特任教員申請者の3か年講義計画を作成する」、「学部長が特任教員推薦委員会への推薦を決定する」と変造している((証拠6:新旧の特任教員任用規程および、北村・井形・池島らが偽装した新規程の比較)、(証拠7:特任教員任用規程(新規程))。

経営学部カリキュラム委員会規程は明文化されていないが、その規程にはない「特任教員申請者の承認を3か年の講義計画をもとにする」と変造し、被告訴人大学は、その規程は人間科学部カリキュラム委員会規程および経済学部カリキュラム委員会と同じ内容であると、告訴人との訴訟および尋問で証言し、それを証拠として提出している(証拠8:人間科学部、経済学部のカリキュラム委員会規程)。

しかし、いずれのカリキュラム委員会規程にも、「特任教員申請者の承認を行う」 とは明記されていないこと、および、カリキュラム委員会本来の機能は決議機関で ある教授会に提案する機能しか有しないことから変造であることは自明である。

- ③ 同年10月12日のカリキュラム委員会で、前述の変造したカリキュラム委員会 規程のもとで、告訴人の担当科目をすべて不要などとして不開講とし、担当科目の ない特任教員は認められない、これがカリキュラム委員会の総意であると決議し、 被告訴人池島真策は被告訴人井形浩治に報告している(証拠9:池島真策の陳述書)。
- ④ 同年10月15日、被告訴人井形浩治は告訴人の研究室で、「特任申請を自主的 に辞退せよ」と迫っている((証拠10:井形学部長・理事、吉井に特任申請を自 主的に辞退せよと迫る、音声データの反訳書)、(証拠40:同、音声データ))。

その根拠は、前述のカリキュラム委員会で、「告訴人の担当科目は不要もしくは 必要度が低い」、「翌年以降、全て不開講とする」、「担当科目のない特任教授は認め がたい、これがカリキュラム委員会の総意である」というカリキュラム委員会の決 定により、これにしたがってほしいと脅迫、強要まがいの行為をし、これを訴訟お よび尋問では「協議」と呼んでいる。

特任申請を自主的に辞退せよと、6つの理由を挙げているが、その第 1 の理由に「1部科目を勝手に2部重複開講しており、教学ルール違反である」(証拠10、2~5、25頁)を挙げている。ウェブ公開されているシラバス(授業計画)を閲覧すると、告訴人が2部で講義している1部科目の名称が見つからないことから、被告訴人らは、文科省の規定に反する偽造を行っている。この被告訴人らの仕掛けた事実関係、不法行為は後述する。

特任人事の可否投票であるが、従来は慣例として、任用規程を充たしておれば、 投票することはなく、特任教員として決定し、採用されていた。これが事実であり、 告訴人の在職16年間において、投票行為が行われた事実は存在しない。

特任教員任用規程(新規程)(証拠7)には「投票すること」との規定はない。被告訴人らは、これらの慣例および新規程に反し、専任教員の任免に適用する経営学部教授会規程第9条(証拠2)および欠席教員の投票を認めるという変造規程(証拠1)のもとで「3分の2以上の賛成がないと特任申請は却下される」という虚偽説明を教授会で繰り返し、それが正しいと教授会メンバーを洗脳し、あたかも既定の事実であるかのように装っていることから、3分の2の賛成を勝ち取れますか(証拠10、26~31頁)と、自主的に特任申請を辞退せよと迫っている。教授会の投票で特任教員の任用が決まるという主張は虚偽であることは、特任

それが事実であることは、一旦、特任教授として経済学部教授会に推薦された 森田教授のように、経済学部教授会が却下しても、推薦委員会に戻され、再審議の うえ、推薦委員会は経済学部教授会への推薦を却下している。すなわち、推薦委員 会に任用を決める推薦の可否を委ねる規定になっており、それは、理事会の否も同 様で推薦委員会に戻される規定であることから、虚偽の真実性が理解される。

教員任用規程(新規程)での第9条⑤~⑧より自明である。

したがって、経営学部教授会が特任教員の推薦に反対しても、推薦委員会に差し戻され、実態調査のもとで再審議され、教授会に再度推薦するか、却下するかが決定されるため、パワハラを仕掛けている井形らの実態が表面化するため、推薦委員会に告訴人の申請書類を提出できない、それが井形、池島、北村らの悩みであったと推認される。

このため、新規程を作成したのは自分であると教授会で発言する北村實は、経営学部教授会規程を変造した2011年11月11日の規程(証拠1)が告訴人の特任人事妨害には効力がないことを認識しており、2012年5月11日のカリキ

ュラム委員会で特任教員任用規程(新規程)とカリキュラム委員会規程の変造を打合せし、北村實の発言「学部執行部でコントロール可能」(**証拠4**)のもとで、それを遂行、すなわち、担当科目は不要・必要度が低いため、不開講とするといった「書類の不備」を変造したカリキュラム委員会規程のもとで捏造し、それを口実に、「学部長が推薦委員会への推薦を決める」という新規程の変造のもとで、推薦委員会に告訴人の申請書類を提出しないという、告訴人が知る25年間で始めての、特任教員任用規程に反する不法行為を遂行しているのである。

- ⑤ 井形浩治の「**脅迫」「強要」**に屈しなかった結果、前述の④のシナリオに沿って、 井形浩治は、徳永学部長・理事兼特任教員推薦委員長に責任を転嫁する卑怯な行為 のもとで、告訴人の特任教員申請書類には「書類の不備」があるという理由と、変 造した特任教員任用規程(**証拠6**)のもとで、学部長の判断で推薦委員会に申請書 類を提出しないという、前代未聞の不法行為を遂行している。
- ⑥ 特任教員推薦委員会委員の発言(証拠11:2012年11月27日の城人間科学部学部長・理事兼推薦委員会委員のメール)および学長執行部(徳永学長、草薙副学長、山田学長補佐)の発言((証拠12:2012年10月19日、草薙副学長に個人的に相談、その音声データの反訳書)、(証拠41:同、音声データ)、(証拠13:同日、山田学長補佐に相談、その音声データの反訳書)、(証拠41:同、音声データ))も無視し、同年11月16日教授会で「不受理になりました」と報告し、審議を拒否している(証拠3、1頁)。
- ② 被告訴人大学の、佐藤理事長および理事長執行部(含む、北村實総務担当理事)による組織的な不法行為であることは、草薙氏に対しては懲戒処分を科し(証拠14:2015年8月7日の懲戒処分書)、山田学長補佐に対しては、特任申請をしないこととの条件を科して懲戒処分を免除し、特任教員申請の機会を不当に奪ったこと、これらに加えて、被告訴人大学の卒業生、ご父母など大学関係者に「本学元教員による名誉棄損、業務妨害行為について」という文書(証拠15:2016年3月22日「経営学部教授会で配布された2文書への批判」文書、13頁)を不特定多数に公示して告訴人の名誉権を侵害していることから自明である。

これらの経緯より、特任教員任用規程(新規程)の変造および経営学部カリキュラム委員会規程の変造をし、それを遂行するという犯罪のもとで、告訴人の特任人事を妨害したことが理解される。

3. 2012年10月15日に井形浩治が特任申請辞退を迫った第1の理由「1部科目の 2部重複開講」によるシラバス(授業計画)は、文科省の規定に反したシラバスを偽 造し、受講生および一般にウェブ公開している。

このシラバスの偽造の目的は、特任教員任用規程(新規程)**(証拠7)**の第2条「特に必要があると認められるとき」および第4条(1)④「本学の教員としてふさわしい

研究業績および教育能力をもつこと」に抵触する問題人物として、告訴人には特任申請する資格を有していないと主張するために、井形浩治らが仕掛けた不法行為のもとで生起したシラバスの偽造である。

なお、**証拠6**に示すように、特任教員任用規程(旧規程)を新規程に変更したのは、 里上教授の特任任用取り消しの際に、研究・教育だけではない判断基準を規程に織り込むこととの井阪理事長および重森学長の要請に沿って変更されたという経緯がある。

すなわち、2005年3月22日、里上教授の特任教授を4月開講直前に取り消したことにより、里上教授が地位保全訴訟を起こし、同年7月1日の合同教授会((証拠16:2005年7月1日合同教授会の音声データの反訳書)、(証拠43:同、音声データ))で、井阪理事長および重森学長が「人事における労使慣行は従前と変わらないこと」、「里上教授のケースは例外中の例外である」と述べられ、特任教員に求められる資質を考慮した規程に修正することを要求されて改正された規程(これより、従来の規程を「旧規程」修正された規程を「新規程」と呼称されている)である。

学内で公知されている事由は、里上教授(渡辺学長の学長補佐)は学長選挙管理委員 長の立場にありながら、渡辺学長の選挙参謀を務めたためとされており、これと同じく、 この学長選挙の際、瀬岡吉彦教授の学長選挙参謀を務めた森田寿一教授と瀬岡教授も特 任教授としての推薦を却下されている。なお、3名の教授の名誉のために、研究業績も あり、学生の教育・就職指導にも情熱的な方々であったことを表明しておきたい。

矛盾することは、北村實、二宮正司ら歴代の経営学部執行部(除く、濱本および渡辺執行部)の不法行為が確定している((証拠17:被控訴人大学による損害賠償請求事件の大阪地裁判決)、(証拠18:同、大阪高裁判決))が、その2名は、この新規程のもとで特任教授として採用されている。

犯罪の事実を時系列で以下に示す。

① 2010年8月6日の井形カリキュラム委員長のメールに、告訴人の1部担当科目を2部に開講することを認めている。なお、このカリキュラム委員会には北村實グループの二宮正司元学部長・理事、田中健吾学部長補佐、池島真策カリキュラム委員らで構成されており、執行部は北村實学部長・理事、井形浩治副学部長兼カリキュラム委員長、田中健吾学部長補佐である(証拠19:「1部科目の2部重複開講は虚偽」と題したメール文書)。

なお、この1部科目の2部開講科目はセメスター制導入に伴い、科目名が変更になっているが、2003年3月に北村實学部長・理事、樋口克次副学部長兼カリキュラム委員長のもとで、「2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えた」(証拠17、8頁)科目であり、大阪高裁は、「経営学部執行部によるパワハラ(証拠18、10頁)、「組織的なパワハラとする意見部分も、これが不当なものとはいえない」(同、11頁)と判示している科目である。

- ② 2012年10月12日のカリキュラム委員会で、告訴人の特任教員は認められないとする第1の理由が、この「1部科目の2部重複開講」である(証拠9:池島 真策の陳述書)。
- ③ 同年10月15日、井形浩治学部長・理事は特任申請を自主的に辞退せよとして、 その第1の理由として、これを挙げている(**証拠10、2~5頁**)。
- ④ 2013年1月18日の教授会で、「1部科目の2部重複開講」といった教学ルール違反など、個人ではできない、執行部でしょ、と詰め寄っている((証拠20:2013年1月18日教授会の音声データの反訳書)、(証拠44:同、音声データ)。
- ⑤ 2013年2月15日、教務課の河本氏から、「1部科目の2部重複開講という 教学ルール違反を強制したのは、井形浩治学部長である」とのメールがくる(証拠 21:2013年2月15日の河本氏のメール)。
- ⑥ この結果、受講生および一般の方々には、告訴人が実際に2部で講義をし、成績評価もしている科目が、公式のシラバスには表示されていない(証拠22:201 2年度:経営学部経営学科1部と2部の教員別担当科目)。

この井形学部長・理事らの行為は、刑法233条に抵触すると推認している。

① 文科省の規定にしたがえば、経営学部経営学科の戦略科目に位置づけられていた告訴人の担当科目をシラバスに公開しないことは、文科省の規定に反する手続きを行った結果となり、明白な偽造罪に当たる(証拠23:変更届等の提出要請及び提出書類の様式)。

次に、退職後の地位確認訴訟での捏造した証拠による「訴訟詐欺」について述べます。

- 4. 2014年7月19日のFAX送信日付のある「教育職員定年退職者」を「特任人事における労使慣行の存在」を否定する証拠として大阪地裁に提出している。この事実データは特任人事の真実を示す事実データではない、捏造された虚偽データである。この犯罪の事実を時系列に、以下に示す。
  - ① 2005年4月19日、里上教授の地位保全訴訟において、被告訴人大学は「特任申請をしたからといって、必ずしも特任教員として採用されたという実績はない」ということを主張するために、提出した証拠が、それである(証拠24:2005年4月19日、教育職員定年退職者)。

後述するが、被告訴人大学の証拠、事実データは人事データであるにもかかわらず、多くの虚偽があり、それの真実性の検証をすることは第3者には不能である。

② 2005年5月31日、原告側の指摘もあり、「教育職員定年退職者」に誤記あるとする証拠を提出している。この証拠では、定年退職したが特任とならなかった者には大槻弘、高城寛の2名が該当し、誤記であると明記のうえ修正し、「最近1

5年間で定年退職者30名のうち、7人が特任教員に採用されていないと主張していましたが、正しくは9人が採用されていない」という文言が表記されている(証拠25:同年5月31日の「誤記判明」との文書)。

しかしながら、大槻弘は任用基準を充たさない教授であり、高城寛は病気のため、 特任申請しなかった教授であり、「定年退職したが特任とならなかった者」には該 当するが、「労使慣行の存在」の観点からは、「特任教員を申請した任用基準を充た す定年退職者で特任教員とならなかった者」とすべきところを、被告訴人大学は、 事実の真実性を誤魔化し、第3者および裁判官の判断を歪め、誤認識を誘導する表 現を意図して採択しているところが問題である。

③ 2005年6月10日、里上教授は、北崎元学長をはじめ、彼を支持する教授らの協力のもとで、定年退職者で特任教員申請有資格者の有無の確認、特任申請の有無、特任申請有資格者で申請をしなかった理由などを精査して、陳述書(補充書)を証拠として提出している(証拠26:同年6月10日の陳述書(補充書))。

里上教授は、被告訴人大学の退職者が、特任教員申請資格者か否か、何故、特任教員 として採用されなかったのかを調査しており、告訴人も、同じ状況に追い込まれた際、 直接電話をする、当時の状況を知る現職教授および退職された教授に確認している。

真実と信じるに足る事実データと被告訴人大学の虚偽を含むデータを比較分析した 事実データを以下に示す(**証拠27:2018年10月30日、再審の理由、11頁**)。

立証資料: 被告大学の「任用されなかった者及び理由」は虚偽説明。

年度₽	任用されなかった者	真実、若しくは真実とみなせる事実。
	及び理由↩	
平成7年度₽	1名( <b>不申請</b> )↓	大川正人( <b>申請辞退</b> 、九州の実家へ帰る)。
平成8年度₽	1名 ( <b>不明</b> ) ₽	不明は、乙31記載の大槻弘( <b>申請資格無し</b> 、業績不足)。
		香川尚道( <b>申請辞退</b> 、出版した著書は従前と殆ど同じで業
平成9年度。	1名 (申請取下げ) ↩	績とはみなせないという樋口助教授の執拗な追求により、
		申請を辞退する。原告が経営学部着任時の出来事(甲 XY5)。
平成11年度₽	1名( <b>不申請</b> )↓	西野証治( <b>申請辞退</b> 、病気のため)。
平成13年度₽	2名( <b>不明、不申請</b> )↓	不明は、乙31記載の高城寛( <b>申請辞退</b> 、病気のため)。
		入江正( <b>申請資格無し、</b> 業績不足)↩
平成15年度₽	1名( <b>不申請</b> )。	近藤秀麿( <b>申請辞退</b> 、奥さんの病気のため)。
平成16年度↔	2名↓	里上讓衛教授(人間科学部)、森田寿一教授(経済学部)、
		平成17年度の瀬岡吉彦教授(経済学部)も同様で、学長
	(里上教授(人間科	選挙に起因して、不採用となったケースである。↓
	学部)、推薦委員会 推薦取消し(経済学	井阪理事長、重森学長は、合同教授会で、↓
	推薦取消し(経済子) 部教授)) √	「例外中の例外であり、特任人事の労使慣行は従前と変わら
	□P等XTX7/ ←	ず」 と発言されている(原審(大阪高裁)の甲25参照)。₽

ここで、最初に明確にしておくべきことは、「特任人事において、労使慣行が存在するか否か」、それを立証するために、真実と信じるに足る証拠、事実データで確認すること、それが目的である。

このうえにたって、被告訴人大学の**証拠24**の表をみると、表頭には、「年度」、「定年退職後特任となった者」、「定年退職したが特任とならなかった者」という3つの項目があり、表側の「年度」では1990(2年度)~2004(16年度)を設け、「特任となった者」では該当教員の名前が、「特任とならなかった者」では該当教員の名前とその理由が明記されている。

この被告訴人大学の表そのものに、前述したように、目的の立証を曖昧にする仕掛けをしている。

それは、「特任となった者」、「特任とならなかった者」という表現が、特任教員任用 規程(旧規程)の趣旨に適合していない、ごまかし、誤認識させる表現を意図的に行っ ているということである。

旧規程のもとで、「定年退職者」であること、「特任教員の任用基準を充たしていること」、「特任教員を希望していること」、この3つの条件を AND で充たす教員が、特任教員を希望して、100%あるいはそれに近い高率で採用されているという実態が10年、あるいはそれ以上の長きに亘って存在している、このもとで、「特任人事における労使慣行が存在する」ということが立証されることになる。

したがって、被告訴人大学は、里上教授の裁判では、故意に、特任教員を申請しても、 採用されない教員が過去にある、という実績を見せかけるために、そのような枠組みを 採用したと推認される。

この理解のもとで、被告訴人大学の証拠を観察すると、

被告訴人大学の主張は「1990年度から2004年度の15年間の長きに亘って、 定年退職者30名のうち、9人が採用されていない。ゆえに労使慣行は存在しない」と なる(**証拠24、25**)。

精査した真実、真実相当とみなせる事実関係では、採用されていない9名は、

- (a) 旧規程の任用基準を充たしているが、特任申請を辞退した者: 4名 大川正人、西野証治、高城寛、近藤秀麿
- (b) 旧規程の任用基準を充たさない、申請資格のない者:3名 香川尚道、大槻弘、入江正
- (c) 旧規程で推薦委員会が一旦特任教授と判断したが、却下された者: 2名 里上譲衛(渡辺前学長の選挙参謀、特任教授地位保全訴訟中)、 森田寿一(瀬岡吉彦学長候補の選挙参謀)

これより、定年退職者で任用基準を充たさない教員3名を除くと、30名ではなく、

27名が特任申請有資格者となる。このうち、病気や介護などの諸事情で特任申請を辞退した者4名を除くと、労使慣行の判断の対象となる有資格者は23名となり、(c)の学長選挙絡みの2名を除けば21名となり、特任教員採用者21名と合致し、100%採用されていることから「特任人事における労使慣行は存在する」という結果となり、被告訴人大学の目論見は却下されることになる。

なお、特殊要因の学長選挙絡みの2名については、2005年7月1日の合同教授会で、井阪理事長および重森学長は、全教員に「人事における労使慣行は従前と変わりないことを言いたくて合同教授会をもった」、「里上教授の件は例外中の例外で」と話されていることから(証拠16、4頁)、「特任人事の労使慣行の存在」を判断するうえでは、学長選挙絡みの特任不採用者は除外する、これが正常な判断の仕方であると主張する。

したがって、里上教授が地位保全を闘った時点では、特殊要因で不採用になったが、「特任人事における労使慣行は存在する」が適切な評価であり、誤った答えを誘導する被告訴人大学には、証拠として提出した事実データに改ざん、偽造、変造の類があったことが立証される。

告訴人が地位確認を求めて2013年6月7日に大阪地裁に訴状を提出した訴訟において、被告訴人大学は「特任人事における労使慣行の存在」を否定するために次の2つの証拠を提出している。

1つは、**証拠24**の個人名をマスキングし、所属学部を事務職員に書かせたものを 2014年7月19日付けの FAX で証拠として大阪地裁に提出しており(**証拠28**)、同じ日に、**証拠25**の個人名をマスキングしたものを提出している(**証拠29**)。

この**証拠28、29**は2005年5月時点で被告訴人大学が既に捏造している証拠であることを前述のように立証したが、それに新たにマスキングを施し、個人のプライバシー保護との理由の下で、事実の真実性追求を困難にした形で証拠としている。

その捏造、偽造、変造の類の虚偽事実の証拠をもとに、大阪地裁の判決では、裁判官が自ら次頁の表を作成し(証拠30:2014年9月30日の大阪地裁判決、18頁)、「特任人事における労使慣行の存在」を否定する判決を下している(同、18~26頁)。なお、この表に記載の乙30はこの告訴状の証拠28を指し、乙31は証拠29を指す。

この被告訴人大学の故意による捏造した証拠をもとに、司法権を行使する国家機関である裁判所をして誤認識に至らしめ、誤判決を導いており、告訴人には理解し難い司法制度を歪める行為を、被告訴人大学の最高意思決定機関である理事会および被告訴人の法学教授である北村實、池島真策、CSRの教授である井形浩治が遂行している。

司法制度を貶める責任は問われるべきで「訴訟詐欺」であると告訴人は主張する。

この大阪地裁判決(第1審判決)後、双方が控訴し、告訴人は第1審判決が誤判決であると主張する次の3つの証拠を提出したが、控訴審判決では、「特任人事における労使慣行の存在」のところの争点1では、一言も精査したと推認しえる文言を見つけることができず、完全に除外され、「判断の遺脱」と推認される誤判決が継続されている(証拠31:2015年4月23日の地位確認等請求控訴事件、16~19頁)。

### (1) 従前の特任教員への任用

ア(ア) 被告大学の教員のうち、平成2年度ないし平成16年度に定年退職となった者について、特任教員に任用された者と、任用されなかった者の内訳は以下のとおりである(乙30,31)。

年度	任用された者	任用されなかった者及び理由
平成2年度	2 名	0 名
平成3年度	1名	0 名
平成4年度	1名	0 名
平成5年度	0名	0名
平成6年度	1名	0 名
平成7年度	1名	1名(不申請)
平成8年度	0名	1名(不明)
平成9年度	0名	1名(申請取下げ)
平成10年度	1名	0名
平成11年度	6 名	1名(不申請)
平成12年度	2名	0名
平成13年度	1名	2名(不明,不申請)
平成14年度	2 名	0名
平成15年度	2名	1名(不申請)
平成16年度	1名	2名(里上教授(人間科学部),推
		薦委員会推薦取消し(経済学部教
		授))

しかしながら、第1審判決で提出された双方の証拠を主な拠り所として、被告訴人の井形と池島の不法行為に関しては、次のように判示されていることから、提出されたすべての証拠は精査されていると推認され、そのうえで、告訴人にとって最も重要な争点である労使慣行の部分の判決を覆すことは、被告訴人大学をはじめ、その他の企業に影響を及ぼす事由のため、考慮外とされたのではと告訴人はその当時推察していた。

## 第1審判決(証拠30、29~33):

被告池島に対しては、原告の特任教員への任用申請を妨害したと認めることは できないから、被告池島の行為が不法行為に当たるということはできない。

被告井形に対しては、原告の特任教員への任用申請を妨げる意思(故意)を有していたことを認めるに足りる証拠はないが、…略…原告の特任教員への任用申請手続の取り扱いにおいて、過失があったといわざるを得ず、被告井形の行為は不法行為に当たると認められる。

# 控訴審判決(証拠31、19~23):

平成24年10月12日当時、… 被控訴人池島と、… 被控訴人井形が、相互に意を通じた上で、… 控訴人が任用申請の手続を進めることを希望したにもかかわらず、任用申請をあえて進めなかったものと認めるのが相当である(同、21~22頁)。

以上によると、控訴人の特任教員への任用申請に際して、被控訴人井形及び被控訴人池島は、共同して控訴人の法律上保護に値する利益を侵害したということができる … 故意による違法な加害行為であるということができ、… 不法行為(民法709条)に基づく損害賠償義務を負うべきことになる。 … 使用者である被控訴人大学は、民法715条1項に基づく損害賠償義務を負うべきこととなる(同、22~23頁)。

次に、「判断の遺脱」による誤判決と告訴人が推認する、甲23、甲24、甲25の 意味するところについて述べる。

(a) 控訴審に提出した甲23の証拠とした目的(甲23は証拠12を指す):

甲23、すなわち、**証拠12**を証拠とした目的は、被告訴人井形に対し、特任教員任用規程(新規程)の手続きにしたがってくれと学長執行部が意見していたことは事実であることを立証するための証拠である。

さらに、そのアドバイスに耳をかさず、特任教員推薦委員会に申請書類を提出 しないという、被告訴人大学四半世紀に亘って一度もない「申請書類を推薦委員 会に提出しない」という不法行為をした、それを立証するための証拠でもある。

これは、憲法で保障されている「学問の自由」のもとでの「教授会自治」を悪用する井形および池島らの「教授会の専決事項」を盾に悪用し、学長執行部が介入できなかったという事実を表している(証拠32:2016年1月15日の「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」、1頁)。

(b) 控訴審に提出した甲24の証拠とした目的(甲24は証拠13を指す): 特任教員任用規程に託された役割を知ってもらうこと(証拠13、5頁)、担当科目を決めるのは教授会であってカリキュラム委員会ではないこと(同、7頁)、この2点を大阪高裁裁判官に知ってもらうのが目的である。

(c) 控訴審に提出した甲25の証拠とした目的(甲25は証拠16を指す):

里上教授との地位保全訴訟が3カ月経過した2005年7月1日、井阪理事長および重森学長が全教員を集めて、

「今回のことは(注:里上教授の特任教授採用取消しの件)、**例外中の例外というふうに受けとめて、従来からの本学の人事をする教授会と理事会との関係はなんらの変化はないということ**を申し上げたくて開いたという趣旨です」

(証拠16、4頁)

と述べられている。

この意味するところは、特任教員任用規程(旧規程)(証拠32:第5条⑤)にも とづいて、その任用基準を充たす定年退職者が申請し、推薦委員会が当該人物を 教授会に推薦し、教授会の賛意があれば特任教員の任用が決まるというスタイル は今後も変わらないということを主張されている。

すなわち、雇用者側の最高経営責任者である理事長および教学の長である学長が、継続的な労働契約関係を従前と変わらず継続していくことには変わりがないと全教員に話されており、この継続的に存在している一定の事実が「労使慣行」であり、特任教員任用規程の遵守のもとでなされる限り、労使間の合意に根拠をおかなくとも、法的拘束力が付与されることになる。

この重要な証拠が控訴審判決には採用されていないことから、「判断の遺脱」があることは明白と、告訴人は今もその認識に変わりはない。

これについては、被告訴人大学が、2015年9月29日、名誉権侵害の不法行為などで損害賠償等請求訴訟を起こしており、2016年7月頃、被告本人訴訟に切り替え、準備書面作成過程で、再審制度があることを知り、2018年9月4日の当該訴訟の最高裁判決後、同年10月30日、再審高裁に「再審の理由」を提出している。

しかしながら、2019年3月28日の、再審高裁の「地位確認等請求再審事件」の 判決では、次のように判示されている(**証拠34、2~3頁**)。

「再審原告は、基本事件において提出した重要な証拠 (甲23~25) について、判断の遺脱があるとして、民訴法338条1項9号の再審事由を主張するものと解される。そこで検討すると、再審の訴えは、当事者が判決の確定した後再審の事由を知った日から30日の不変期間内に提起しなければならないところ(民訴法342条1項参照)、再審原告は、本件確定判決の正本を受け取ったときに判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったことを知ったものと推認される。しかるに、本件再審の訴えは、本件確定判決の確定の日である平成27年5月8日から30日の不変期間経過後の平成30年10月30日に提起されている。そうすると、上記再審事由に係る再審の訴えは不適法であるというべ

きである。」

この判決を受け入れてはいるが、告訴人の法的理解力の乏しさから、疑義を感じる ところがあり、それを明らかにするために最高裁に上告しており、その疑義を解消し、 かつ、ブレイクスルーするための対策をしたところを以下に述べる。

(a) 疑義を感じるところ:民訴法342条2項の解釈

告訴人が再審制度の存在があることを知ったのは、前述したように、被告本人訴訟に切り替えた2016年7月頃であり、原告大学による1500万円の損害賠償請求を退けることに集中せざるをえず、その大阪地裁判決後の2017年10月頃、再審の事由を規定した民事訴訟法第338条の存在を知り、その1項の6、7、9に該当する事由があることから再審請求の道が開かれていると判断した(証拠27、8頁)。

しかし、再審訴訟を起こすにあたって、精査すると、民訴法342条1項より、 再審請求ができないことを知り、その後、情報収集する過程で、民訴法342条 2項の規定に辿りつき、判決が確定した日、2015年5月8日(再審の事由が 判決の確定した後に生じた場合にあっては、その事由が発生した日から5年を 経過した2020年5月7日以降は、再審の訴えを提起できないとの民訴法3 42条2項のもとで、2018年10月30日に「再審の理由」(証拠27)を 再審高裁に提出していることから、再審の訴え提起期間内であると判断したが、 この判断が誤りか、再審高裁判決(証拠34、2~3頁)が正しいのか、法律の 専門家でない告訴人には判断ができなかったのである。

仮に、2項の規定が1項の規定にある「知ってから30日以内」が適用される AND の関係にある規程の場合は、再審請求できないことになり、再審高裁判決が正しいことになる。

そのため、ANDの関係を真実として、再審高裁判決で却下されて以降、ANDの関係をクリアする「再審理由となる新たな事由」を調べ、最高裁に提出する「特別抗告理由書」に、その事由を述べている。それが以下の事由である。

- (b) 疑義をブレイクスルーする対策:「再審理由となる新たな事由」について 最初に、新たな再審理由を述べる前に、再審請求した当初の「再審の理由」を、 民訴法338条に照らして以下に述べる(**証拠27、5頁**)。
  - (1)判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと
  - (2)宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと
  - (3)原審の判決が、次に示す後の裁判により変更を余儀なくされる事実があること
    - 再審被告大学が再審原告を名誉権侵害などで訴えた別件訴訟
  - 草薙副学長・理事が再審被告大学による懲戒処分の無効を求めた別件訴訟 (4)判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと

- (1) から(4) の内容は、特別抗告理由書(**証拠35、2頁**)より、次の(a) から(c) に該当する。ただし、(3) は再審高裁判決に従って除外した。
- (a) 判決の証拠となった準備書面、陳述書、特任実績のデータは、偽造又は変造されたものであったこと(民訴法338条1項6に該当する事由)
- (b) 宣誓した当事者である再審被告井形および池島の虚偽の陳述が判決の証拠 となったこと(同条1項7に該当する事由)
- (c) 基本事件の控訴審で提出した、判決に影響を及ぼすべき重要な事項、すなわち、特任人事における労使慣行は従前と変わらずと合同教授会で全教員に話された井阪理事長および重森学長の趣旨説明の証拠(甲25)、その背景を明示する証拠(甲23、24)について判断の遺脱があったこと(同条1項9に該当する事由)

民訴法342条2項と1項がANDの関係の場合は、2017年10月頃、再審の事由を規定した民訴法338条の存在を知り、前述の(a)から(c)が該当することを知っているため、2018年10月30日の再審訴訟の訴えは無効となるため、民訴法338条1項に該当する新たな理由を求めない限り、最高裁に上告できないことになる。そのため、訴訟の実態を精査し、民訴法338条1項6号の再審事由(判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと)を発見した、それが以下の事由である(証拠35、26頁)。

新たな再審理由の事由とするのは次の2つである(同、26~27頁)。

- ⑦ 平成24年9月28日の教授会で特任教員任用規程(新規程)を変造した 井形学部長の説明と北村総務担当理事の補足説明
- ② 平成23年11月11日の教授会で強行採決した欠席者の投票を認める「経営学部教授会決議方法」という1年限りの試行という変造した規程 ⑦および①は刑法第159条3項(虚偽文書の作成、文書の偽造、変造の罪) と刑法第161条(偽造私文書の行使の罪)に抵触している。

新規程の変造は偽造私文書に相応し、これにより特別抗告人の特任人事を妨害したことは、偽造・変造または虚偽作成に関わる文書を真正文書もしくは内容の真実な文書として他人に認識させ、または認識しうる状況に置くこととの判例(最判昭和28年12月25日)のもとで、裁判官も変造された新規程を真正として判決を下していることから、民訴法においても考慮されるべき虚偽の事由として、民訴法第338条1項6号による再審理由があると、新たな再審理由として、特別抗告理由書の26~27頁に記載している。

しかしながら、告訴人の努力は報われず、**2019年7月17日の最高裁判決** で当該抗告は棄却され、「特任人事における労使慣行の存在」を確認する全ての 手段がなくなり、被告訴人大学の判決の判断に重要な証拠の偽造、変造といった刑法に抵触する捏造のもとで、「訴訟詐欺」相応の行為が完結している。

## 第3 告訴に至る経緯

告訴人は被告訴人大学と下記の民事訴訟を経て、今日に至っている。

1) 告訴人による地位確認を求める訴訟

2013 年 2 月 25 日 $\sim$ 3 月 27 日: 大阪地裁:告訴人による地位保全仮処分命令申立事件 2013 年 6 月 7 日 $\sim$ 2014 年 9 月 30 日:大阪地裁:告訴人による地位確認等請求事件 2014 年 10 月 10 日 $\sim$ 2015 年 4 月 23 日:大阪高裁:双方による控訴事件

- 2) 告訴人の訴訟に因り、元副学長の草薙氏に飛び火した訴訟
- 2015 年 8 月 13 日~2017 年 3 月 14 日: 大阪地裁: 草薙氏による懲戒処分無効確認請求事件
  - 3) 大阪経済大学による、名誉権侵害等による損害賠償請求訴訟

2015 年 10 月 1 日~2017 年 6 月 13 日 : 大阪地裁 : 大阪経済大学による損害賠償等請求事件 2017 年 6 月 22 日~2018 年 2 月 27 日 : 大阪高裁 : 双方による控訴事件

2018年3月9日~2018年9月4日:最高裁:告訴人による上告(原判決は大阪高裁判決)

- 4) 地位確認訴訟には「判断の遺脱」などありとしての再審訴訟 2018年10月30日~2019年3月28日: 再審高裁: 地位確認等請求事件の再審請求 2019年4月2日~2019年7月17日: 最高裁: 上告(原判決は再審高裁判決)
  - 5) 告訴人による名誉棄損訴訟

2018年10月30日~現在進行中:大阪地裁:告訴人による名誉棄損等請求事件

- 1) では、被告訴人の井形と池島の故意による共同不法行為が確定し、告訴人および教員にとって重要な「特任人事における労使慣行の存在」は敗訴となる。
- 3) では、歴代の経営学部執行部(除く、濱本、渡辺執行部)によるパワハラ行為が確定しており、かつ、告訴人の特任教員の任用基準は充たしていたと判示されている。
- 4) では、告訴人および教員にとって重要な「特任人事における労使慣行の存在」を確認することが目的であったが、却下され、「特任人事における労使慣行の不存在」が確定している。これは、現職教員には極めて影響の大きい敗訴の確定である。

しかし、最高裁に上告した特任任用規程の変造、経営学部教授会規程の変造は、2019年3月28日直後に知った事由であり、民訴法338条6項に該当し、かつ、民訴法342条2項の、その事由を知ってから30日以内であり、かつ、再審が出来る事実を知らなかった場合又は新しい証拠がある場合は、それを知った日から5年間が再審の

訴えの申立期間となるに該当することから、再審請求の要件を充たしていると判断したが、最高裁判決では判決の根拠・理由には全く言及されていない。

今1つ告訴人が後悔していることは、民訴法338条および342条に無知であったことで、この無知がなければ、「判断の遺脱」のもとで、「特任人事における労使慣行の存在」を勝ち取れたのでは、と後悔している。

- 2) は、被告訴人大学の理事長および理事会が歪な意思決定機関であることを立証する訴訟である。
- 4) は、民訴法を理解すると、告訴人が名誉棄損されており、告訴人の名誉を回復するための訴訟であり、令和2年3月に判決の予定である。

このような訴訟経過のもとで、告訴人が、被告訴人大学が刑法違反をしているのではないかと疑義をもったのは、前述した再審訴訟での抗告許可申立理由書を作成していた2019年4月初めの新たな再審理由を探していた時であり、特任教員任用規程(新規程)の変造、経営学部教授会規程の変造が刑法に抵触するとの判断で、同年4月17日、最高裁に抗告許可申立理由書(証拠35)を提出している。

告訴人の訴訟の目的は、不法なパワハラ行為を抑止すること、告訴人および現職教員のために「特任人事における労使慣行の存在」を勝ち取ることにあったが、特に後者は完全に敗訴している。

そのために、このような不法行為をする被告訴人大学を刑事訴訟して勝訴することにより、長く不法行為の反省をさせ、結果として、同じような犯罪を抑止するところにある。

しかしながら、刑事訴訟の手続きも知らず、令和元年12月23日に大阪地裁第24民事部合議1係に準備書面(7)を提出した際、大阪高裁の刑事訴訟担当部署を訪れ、どのように訴訟するとよいのかを聞き、その後、インターネットで訴訟の手続き、刑罰とは何か、その種類、公訴時効と調べていくにつれ、既に訴訟の機会はないのではとあきらめていた(証拠37、20頁)。

公訴時効には、「犯罪が行われた後、法律の定める期間が経過すれば、公訴権が消滅するため、検察官は、公訴時効が完成している事件については、被疑者を起訴することができない」とあり、私文書偽造罪は時効期間が3年と規定されていたためである。

令和2年1月にはいって、時効期間が7年の刑罰に該当する罪がなければ、刑事訴訟不能と判断し、ネット検索すると、「訴訟詐欺」がひっかかり、その内容を調べると、「裁判所を欺罔し、その判決の効果によって強制的に財物や財産上の利益を交付させる

こと」とあり、「原則として、他人の財物、他人の財産上の利益が客体」となるとある。

告訴人にこれらの情報を当てはめてみると、被告訴人大学が告訴人を名誉権侵害等で訴えた訴訟では、大阪高裁の判決(証拠18)では、「控訴人は、現行規程第2条(1)及び第4条の諸要件を満たしていたものと解される」(同、22頁)とあり、大阪地裁判決文書(証拠17、28頁)も同じ判示であり、任用に関する審査を受けることに関して、法律上保護に値する利益を有していたと判示していることから、「訴訟詐欺罪」が成立すると判断し、公訴時効の制約を確認すると、退職後の地位確認訴訟での捏造した証拠が大阪地裁に提出された時期が2014年7月19日であり、大阪地裁裁判官は捏造された証拠を信じて、2015年4月23日の判決では、自ら特任教員任用実績の表を作成し(本文、11頁)、「特任人事における労使慣行は存在しない」という誤判決に至っていることから、詐欺罪の時効期間7年より、2020年1月は2022年4月22日の範囲内であると判断し、「訴訟詐欺罪」として告訴可能と判断し、告訴を決意した次第である。

## 総括

被告訴人の北村實、井形浩治、池島真策、彼らに加担せざるを得なかった田中健吾および吉野忠男の罪を明確にすることにより、被告訴人大学の「大学のあるべき姿」から、監査機能などが強化され、告訴人に対するような不法行為が抑止され、告訴人の訴訟では敗訴が確定した「特任人事における労使慣行の不存在」が、特任教員任用規程(新規程)のもとで、実務上、適切に遂行される機会となることを期待して、告訴を決意した次第です。

宜しく検討のうえ、この告訴状を採択されることを希望します。

なお、最後になりますが、告訴人は、本件に関し、以後捜査に関して全面的な協力を すること、および、捜査機関の指示ないし許可なく取下げをしないことを、お約束致しま す。

以上

## 証拠資料

犯罪の事実を示す証拠資料は、別紙に証拠説明書と証拠資料写し各1通を提出します。 **添付書類** 

#### 1. 証拠説明書

2. 証拠資料写し 各1通

以上